## 市が基本的な施策(各種計画や条例)等の案を作成

#### パブリック・コメント手続の実施

### 施策等の案及び関連資料の公表(最終意志決定前)

●公表するもの

施策等の案、関連資料(趣旨,目的,背景等,公表案を理解するために必要な資料)

●公表場所

実施機関が指定する場所



# 施策等の案に対する市民からの意見提出

- ●意見提出方法
  - ①実施機関が指定する場所への持参
  - ②電子メール、ファクシミリ、郵送等



### 提出された意見を考慮して施策等を決定

反映できる意見について,修正 案と理由の整理 提出された意見について、市の 考え方を整理 蒀

集

期

3 0 =

程

度



# パブリック・コメント手続結果の公表

●公表するもの

施策等の最終案、意見に対する市の考え方(一覧表)

●公表場所

実施機関が指定する場所への掲載

施策等の決定(施行・実施) ※議会議決が必要なものについては議会議決後